

農政水産部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン

令和6年 4月

滋賀県 農政水産部

1. 総合評価方式の概要

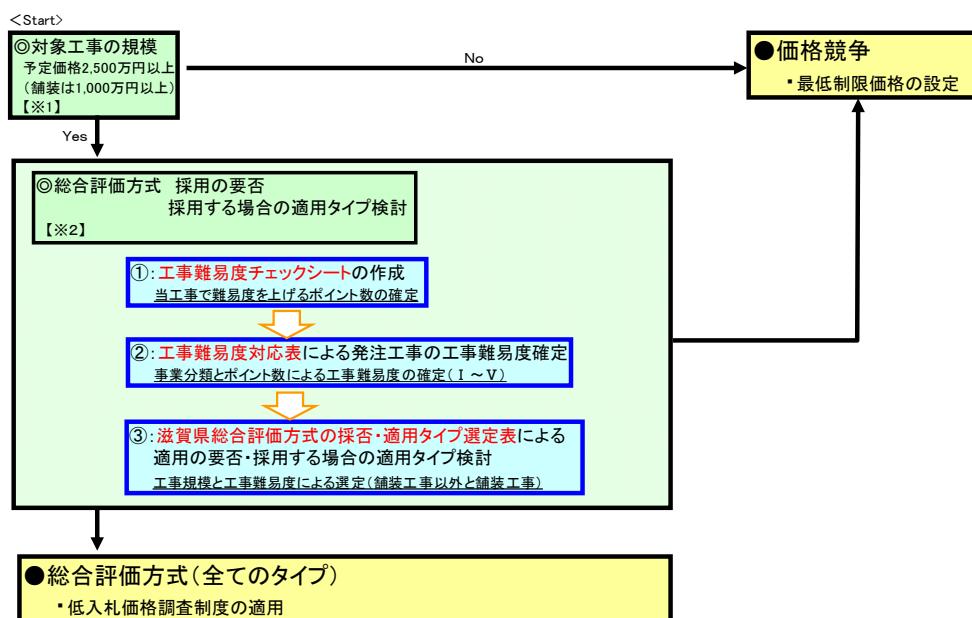
1-1. 建設工事の発注方式の選定の考え方

変更なし

建設工事の一般競争入札にあたっては、総合評価方式か価格競争方式のいずれかを選定することを基本とする。

総合評価のタイプ選定については、フロー図（図1）により選定する。

入札方式選定フロー(工事)



- ※1: 電気通信設備工事、機械設備工事などの特殊工事の扱いについては、上記のフローによらず、個別に総合評価方式の採用の要否、適用タイプを含めて検討する場合がある。
(例: ダム管理設備工事、ダム用水門設備、雨量水位テレメータ工事、情報処理設備工事など)
※2: 原則として価格競争による入札の範囲であっても、必要と判断した場合は総合評価方式を採用する場合がある。
※3: 予定価格超過などによる再入札など、総合評価に適しない入札の場合は、別途検討する。

図1 (フロー図)

① 工事難易度チェックシート

変更なし

工事難易度チェックシートは工事ごとに作成する。

図2-1 (工事難易度チェックシート)

工事難易度チェックシート（農政水産部総合評価方式選定＜土木工事用＞）

事業分類 工事概要	代表的な工事の区分		工事番号名	工事場所	工事区分による 工事難易度 (チェック結果)
	工事規模	当工事難易度 (チェック結果)			
1. 工事目的物の規模・形状・構造等の難易度について					
<p>①既設構造物の形状が通常とは異なる、または形状が一貫でなく複雑であるため、特に作業員の技能が求められる工事。</p> <p>②鉄筋コンクリート構造物の施工を含む工事（※現場打ちの「かかいで」、撲滅、水路などを対象、標準上下部工は除く。）</p> <p>③その他、工事目的物の規模・形状・構造等を勘案し、難易度が高いと考えられる工事。</p> <p>（③の具体的な内容： ）</p>					
2. 工事内容の技術特性の難易度について					
<p>①既設構造物の加工等を行う必要がある工事（※既設構造物の補強や部分撤去などをする必要のある工事）</p> <p>②特に危険な作業を伴う工事（※通常の作業に比べて危険な作業を伴うと考えられる工事、仮設工も含む。）</p> <p>③NETIS等の新工法・新技术を採用し、設計図書に明示している工事（※発注機関として、採用実績があまりないものを対象）</p> <p>④特殊な機械や材料を使用し、設計図書に明示している工事（※発注機関として、使用実績があまりないものを対象）</p> <p>⑤敷弱地盤に対する工事（※一般的なP.C.、P.H.C.杭工を除く。）</p> <p>⑥大規模な工事用道路等の仮設工（指定仮設）を施工し、適切な維持管理に特に配慮する必要がある工事</p> <p>⑦特に綿密な工程管理を要する工事（※完成日が決まっており、必ず竣工させる必要がある工事など）</p> <p>⑧その他、工事内容の技術特性が通常発生している同種工事と異なり、施工が難しいと考えられる工事。 （⑧の具体的な内容： ）</p>					
3. 工事現場および周辺の環境・社会条件に関する難易度について					
<p>①地下水位が高く大量の湧水が予想される工事や、それに対し何らかの対策を指定仮設で計上している工事（※ただし、下記③②を除く）</p> <p>②河川、湖沼内で矢板等による継続工事や大規模な測量を行なう工事（※頻繁な切替えが発生する場合は更に考慮する。）</p> <p>③工事を進めることにより、現場や工事用入路で除雪等の作業が頻繁に必要となる工事</p> <p>④施工作業時に制約をうける工事（※施工ヤードが急峻または狭隘、または地盤、または地盤等が急傾斜等であるため、標準作業量に比べて作業量が低下すると考えられる工事）</p> <p>⑤作業時に現道交通を大幅に規制する必要がある場合から、規制範囲を変化させながらの連絡作業、信号のあらゆる交差点内の規制などを対象とし、これらが複数する規制を伴う工事は更に考慮する。）</p> <p>⑥現道を片側通行規制し、夜間もその状態で交通開放する工事（※長期にわたり通行規制を行い、休業中もその状態で交通開放する工事）</p> <p>⑦生物環境（特に貴重動植物）に配慮しながら作業を進める必要のある工事</p> <p>⑧下流域に漁場等があり、漏水発生等に特に配慮する必要がある工事</p> <p>⑨施工箇所の近隣住戸等に対し、工事に起因する騒音・振動・粉塵等に特に配慮する必要があると考えられる工事</p> <p>⑩その他、工事を進める上で特に現場作業上の制約等を受ける自然環境・社会条件等があり、施工が難しいと考えられる工事 （⑩の具体的な内容： ）</p>					
4. 工事を進める上で関係機関協議等に関する難易度について					
<p>①工事を進めるにあたり、通常の工事以上に関係機関等（官公庁、地元自治会、占用者、水利組合など）と協議調整を密に行う必要があると考えられる工事 （①の具体的な内容： ）</p> <p>②工事実施にあたり法令許可等が必要であり、許可内容等で施工条件の制約を受けている工事（※道路交通法に基づく道路使用料）は除く。） （②の具体的な内容： ）</p> <p>③その他、工事を円滑に進める上で関係機関等（他工事施工者も含む。）との円滑な協議調整が必要不可欠であり、十分な配慮と協議調整が必要であると考えられる工事 （③の具体的な内容： ）</p>					
<p>* 級別工事で、上記に該する内容について「○」または「◎」をつけろ。 ※ 一：該当なし ○：該当（+1ポイント） ◎：該当（+2ポイント）</p> <p>* 2ポイント以下該当する場合（「+1本」 3ポイント以上該当する場合：「やや難」 7ポイント以上該当する場合：「難」 10ポイント以上該当する場合：「非常に難」 15ポイント以上該当する場合：「非常に非常に難」 20ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に難」 25ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に難」 30ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に難」 35ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に難」 40ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 45ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 50ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 55ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 60ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 65ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 70ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 75ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 80ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 85ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 90ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 95ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」 100ポイント以上該当する場合：「非常に非常に非常に非常に非常に非常に難」</p>					
<p>評価結果 (当工事難易度を上げる ポイント数)</p>					

図2-2（工事難易度チェックシート）

工事難易度チェックシート（農政水産部総合評価方式選定＜電気・機械設備用＞）				
工事概要	事業分類		工事番号名	工事場所
	かんがい排水（機械設備）	機械設備更新		
	工事区分による工事難易度（チェック結果）			
			工事区分による工事難易度 （チェック結果）	当工事難易度 (チェック結果)
1. 工事目的物の規模・形状・構造等の難易度について				
<input type="checkbox"/> ①各社により機器の構造等が違った特色が出せる工事である。 <input type="checkbox"/> ②各社により今後の維持管理面で違いが出せる工事である。 <input type="checkbox"/> ③その他、工事目的物の規模・形状・構造等を立案し、難易度が高いと考えられる工事である。				
(③)の具体的な内容 :				
2. 工事内容の技術特性的難易度について				
<input type="checkbox"/> ①稼動中の施設を全部又は相当部分を停止するなど、限られた時間内に行う必要があり特に綿密な工程管理を要する工事 <input type="checkbox"/> ②特殊な技術を採用する工事 <input type="checkbox"/> ③特に危険な作業を伴う工事（※通常の作業に比べて危険な作業を伴うと考えられる工事。仮設工も含む。） <input type="checkbox"/> ④運転中の既存設備の運転管理に特に配慮する必要がある工事 <input type="checkbox"/> ⑤その他、工事内容の技術特性が通常発注している同種工事と異なり、施工が難しいと考えられる工事				
(⑤)の具体的な内容 :				
3. 工事現場および周辺の環境・社会条件に関する難易度について				
<input type="checkbox"/> ①作業スペース等が制約され、特に施工が難しい工事 <input type="checkbox"/> ②上空や地中など近接して障害物があり、特に施工が難しい工事 <input type="checkbox"/> ③騒音、振動、水質汚濁等に対して特別な配慮が必要な工事 <input type="checkbox"/> ④その他、工事を進める上で特に現場作業上の制約等を受けける自然環境・社会条件等があり、施工が難しいと考えられる工事				
(④)の具体的な内容 :				
4. 工事を進める上で関係機関協議等に関する難易度について				
<input type="checkbox"/> ①工事実施にあたり法令許可等が必要であり、許可内容等で施工条件の制約を受けている工事 				
(①)の具体的な内容 :				
<input type="checkbox"/> ②工事を円滑に進める上で関係機関等（他工事施工者も含む。）との円滑な協議調整が必要不可欠であり、十分な配慮と協議調整が必要であると考えられる工事				
(②)の具体的な内容 :				
				評価結果 (当工事で難易度を上げる ポイント数)

* 個別工事で、上記に該当する内容について「〇」または「○」をつける。
 一：該当なし　〇：該当する (+1 ポイント) 〇：該当し、特に配慮（注意）が必要 (+2 ポイント)
 ※ 2 ポイント以下該当する場合：「基本」 3 ポイント以上該当する場合：「やや難」
 5 ポイント以上該当する場合：「難」 7 ポイント以上該当する場合：「特に難」とする。

② 工事難易度対応表

変更なし

工事難易度はチェックシートと事業分類により表1により選定する。

	事業分類	代表的な工事の区分（※1）	工事難易度（※2）					
			I	II	III	IV	V	VI
農業	かんがい排水（開水路）	開水路、護岸、床止め、浚渫	基本	やや難	難	特に難		
		樋門、樋管、伏せ越し、揚排水機場		基本	やや難	難	特に難	
		堰、水門、		基本	やや難	難	特に難	
		上記更新工事	基本	やや難	難	特に難		
農村	かんがい排水（管水路）	管水路、付帯構造物（農用地区域内）	基本	やや難	難	特に難		
		管水路、付帯構造物（農用地区域外）		基本	やや難	難	特に難	
		管水路更新、付帯構造物	基本	やや難	難	特に難		
	かんがい排水（電気設備）	遠方監視設備、揚排水機場、堰		基本	やや難	難	特に難	
整備事業	かんがい排水（機械設備）	上記更新工事	基本	やや難	難	特に難		
		ゴム引き布製起伏堰ゲート、除塵設備	基本	やや難	難	特に難		
		水門ゲート、遠方監視設備、河川浄化		基本	やや難	難	特に難	
		用排水ポンプ設備、堰ゲート		基本	やや難	難	特に難	
農地防災事業	農地防災事業（ため池）	上記更新工事	基本	やや難	難	特に難		
		堤体工（堤高H=15m以上）			基本	やや難	難	特に難
		堤体工（堤高H=15m未満）		基本	やや難	難	特に難	
		取水設備（機械設備、電気設備）		基本	やや難	難	特に難	
農地防災事業	農地防災事業（用排水路）	堤防、護岸、床止め、浚渫	基本	やや難	難	特に難		
		機械設備（樋門、樋管ゲート、ゴム引き布製起伏堰ゲート、除塵設備）	基本	やや難	難	特に難		
		電気設備（樋門、用排水機場、堰）		基本	やや難	難	特に難	
	農地防災事業（地すべり）	斜面対策		基本	やや難	難	特に難	
農地防災事業	（水質保全　浄化池）	基盤整備、植栽、施設整備、	基本	やや難	難	特に難		
		上記更新工事	基本	やや難	難	特に難		
農村総合整備事業	用排水路、農道等		基本	やや難	難	特に難		
獣害防止柵			基本	やや難	難	特に難		

※1：上記は代表的な工事（工種）内容であり、事業分類決定にあたって必要であれば主管課と協議を行うこと。

※2：工事毎に「工事難易度チェックシート」により内容を精査し、当工事の難易度ランクを確定する。

表1-1（工事難易度対応表）

●工事難易度対応表（土木工事・建築工事）

事業分類	代表的な工事の区分（※1）	工事難易度（※2）					
		I	II	III	IV	V	VI
土木工事	道路 1	舗装工事、土工事、道路付属施設（道路情報盤やトンネル設備等も含む。）設置工事、法面工事（含、現場吹付け工）、橋梁修繕工事、その他一般的な道路改築工事や道路維持補修工事	基本	やや難	難	特に難	
	道路 2	アンカー（ロックボルト・ゲーランド・アンカーで、仮設アンカーを除く）工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、大規模な補修強工事（橋梁耐震・橋梁T25対応・鋼橋塗装を含む。）※3など		基本	やや難	難	特に難
	道路 3	トンネル工事（トンネル本体工事）など			基本	やや難	難
	砂防	堰堤工事、急傾斜地崩壊対策工事、その他一般的な砂防工事	基本	やや難	難	特に難	
	地滑り	地すべり防止工事など		基本	やや難	難	特に難
	河川 1	築堤や護岸（法覆護岸工）などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	基本	やや難	難	特に難	
	河川 2	樋門、樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場など		基本	やや難	難	特に難
	河川 3	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）など			基本	やや難	難
	公園	一般的な公園工事（基盤整備・植栽・施設整備・グラウンド整備など）	基本	やや難	難	特に難	
建築工事	建築 1	一般的な工事（庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事）	基本	やや難	難	特に難	
	建築 2	特殊な工事（美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等）		基本	やや難	難	特に難
	建築設備 1 (電気・機械)	一般的な工事（「建築 1」同等の工事）に附帯する設備工事	基本	やや難	難	特に難	
	建築設備 2 (電気・機械)	特殊な工事（「建築 2」同等の工事）に附帯する設備工事		基本	やや難	難	特に難

※1：上記は代表的な工事（工種）内容であり、事業分類決定にあたって必要に応じて主管課と協議を行う。

※2：工事毎に「工事難易度チェックシート」により内容を精査し、当工事の難易度ランクを確定する。

※3：大規模な橋梁補修強工事のうち橋梁補修工事については、一定規模（予定価格3億円以上、工期1年以上のいずれかを満たす）を目安に、工事内容、現場条件等を適正に検討の上、選定する。

表1-2（工事難易度対応表）

③ 総合評価のタイプ選定

変更あり

総合評価のタイプは工事規模および工事難易度により図3-1、図3-2により選定する。

●総合評価方式(舗装工事以外)の適用タイプ選定表(暫定)

(工事規模)		WTO標準型			高度技術提案型
27.2億円以上					
10億円以上	標準型 II型A・B		標準型I型		※1
5億円以上	簡易型A・B		標準型 II型A・B		
3億円以上	特別簡易型 I型A・B		簡易型 A・B	標準型 II型A・B	
2億円以上	特別簡易型 II型A・B	特別簡易型 I型A・B		簡易型 A・B	
1. 2億円以上	※2 価格競争選択可				
7千万円以上	特別簡易型 II型A・B	特別簡易型 II型A・B	特別簡易型 I型A・B		
2. 5千万円以上					
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

◎工事難易度I～VIについては、「●工事難易度対応表(滋賀県総合評価方式選定用)」により決定する。

◎入札に参加できる者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業が参加できる場合はBタイプを選択する。

◎電気通信設備工事、機械設備工事等の特殊工事の扱いについては、上記表によらず、個別に総合評価方式の採用の要否、適用タイプを含めて検討できる。
(例:ダム管理設備工事、ダム用水門設備、雨量水位テレメータ工事、情報処理設備工事など)

※1:「標準型I」を基本とするが、更に「高度な技術提案」を求める必要があれば「高度技術提案型」を採用できる。

※2:工事規模が2億円未満かつ工事難易度II以下の場合には、価格競争を採用できる。

※3:価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※4:予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

 価格競争選択可

図3-1 (タイプ選定表(舗装工事以外))

変更あり

●総合評価方式（舗装工事）の適用タイプ選定表

(工事規模)					高度技術提案型
27.2億円以上		WTO標準型			
5億円以上	標準型 II型A, B			標準型 I型	
3億円以上	簡易型 A, B		標準型 II型A, B		
2億円以上			簡易型 A, B		
5千万円以上	※1 価格競争選択可 特別簡易型 II型A			特別簡易型 I型A	
2.5千万円以上					
1千万円以上					
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

◎工事難易度 I ~ VIについては、「●工事難易度対応表(滋賀県総合評価方式選定用)」により決定する。

◎入札に参加できる者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業が参加できる場合はBタイプを選択する。

◎Bタイプ選定にあたっては、入札参加資格要件と十分調整したうえで決定する。

※1: 工事規模が5千万円未満かつ工事難易度 II 以下の場合は、価格競争を採用できる。

※2: 価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※3: 予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

価格競争選択可

図3－2 (タイプ選定表 (舗装工事))

2. 施工体制確認型実施要領

変更なし

2-1. 趣旨

総合評価落札方式を実施するに当たって、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行うことにより、設計図書において求める要件の実現の確実性を審査、評価するものである。

2-2. 評価点と評価値

- 技術評価点＝標準点＋施工体制評価点＋加算点
- 評価値＝技術評価点÷入札価格×1億

標準点 : 100点（固定）

施工体制評価点 : 30点

【内訳】施工体制確保の確実性に関する項目 : 15点

品質確保の実効性に関する項目 : 15点

加算点 : 総合評価のタイプ毎に設定（「3. 総合評価タイプおよび評価項目」による）

2-3. ヒアリングの実施

2-3-1. 失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての入札参加者に対して、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、その申し込みにかかる価格が調査基準価格以上で入札した者（「2-2. 評価点と評価値」で規定する評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、すべての入札参加者。）については、ヒアリングを実施しないことができる。調査基準価格に満たない者のうち、「調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の応札者のうち評価値最高者を下回る評価値の者」について、ヒアリングを実施しないことができる。

2-3-2. ヒアリングを行おうとする者に対し、追加書類の提出（「2-4. 追加書類」参照）を求めるものとする。ヒアリングの日時および場所等については別途連絡する。

ヒアリング対象者である旨の連絡および追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札参加者あてに連絡するものとする。

2-3-3. ヒアリングに当たってヒアリングの出席者は、「配置予定の主任技術者および監理技術者（特例監理技術者を含む）」（以下、「配置予定技術者」という。）および現場代理人を必ず含め、3名以内とする。（共同企業体においては代表構成員の配置予定技術者とする。）

2-3-4. ヒアリング対象者は、ヒアリングの際に、「2-4. 追加書類」で規定する追加書類のうち添付資料に係る原本を持参し、入札執行者からの求めに応じ、提示しなければならない。

2-3-5. ヒアリング対象者は、ヒアリングに当たっては、「2-4. 追加書類」により提出された追加書類に基づかない説明をすることができない。

2-3-6. 調査基準価格未満で入札をした者がある場合において、その者が低入札価格調査実施要領に定める「STEP1調査」において「STEP1調査における判断基準」を満足しないと確認できる場合は、上記の規定1にかかわらず、ヒアリング調査を行わないものとする。

2-3-7. 2-3-6に規定する場合においては、入札執行者は、その者に係る入札を失格とすることができる。

2-4. 追加書類

2-4-1. ヒアリング対象者は、入札執行者があらかじめ指定した期日までに、次に掲げる追加書類（以下、追加書類とする）を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

なお、入札執行者から特に指示がなかった場合は、提出の要請があった日から起算して3日以内（土曜、日曜および祝日を除く）に必要な全ての資料を提出するものとする。

【低入札価格調査実施要領に定める様式】※低入札価格調査実施要領にある添付資料の提出は必要としない

- (1) 下請予定業者等一覧表（工事様式3）
- (2) 配置予定技術者名簿（工事様式4）
- (3) 資材購入予定先一覧（工事様式7-2）
- (4) 機械リース元一覧（工事様式8-2）
- (5) 労務者の確保計画（工事様式9-1）
- (6) 工種別労務者配置計画（工事様式9-2）
- (7) 建設副産物の搬出地（工事様式10）
- (8) 建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11）
- (9) 品質管理のための人員体制（工事様式12-1）
- (10) 品質管理計画書（工事様式12-2）
- (11) 出来型管理計画書（工事様式12-3）
- (12) 安全衛生教育等（工事様式13-1）
- (13) 点検計画（工事様式13-2）
- (14) 施工体制台帳（工事様式14）

2-4-2. ヒアリング対象者は、2-4-1で定める入札執行者が指定するまでの間に限り、追加書類の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、速やかに「(様式)施工体制確認型(履行確実性)追加書類提出辞退届」を提出するものとする。当該申し出を行ったヒアリング対象者は、失格とする。

2-4-3. ヒアリング対象者は、追加書類を提出した後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

2-4-4. 追加書類の作成等にかかる費用は、ヒアリング対象者の負担とする。

2-4-5. 追加書類の返却および公表は、原則として行わない。

2-5. 施工体制の評価および審査

2-5-1. 入札執行者は、「積算内訳書」ならびに「入札説明書（別紙一）において求める資料」、「追加書類」および「ヒアリングの結果」等により審査を行い、「施工体制の確保の確実性」および「品質確保の実効性」について評価するものとする。

2-5-2. 評価の配点は以下の表「施工体制（施工体制評価点）」のとおりとする。

表 施工体制（施工体制評価点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評価点
施工体制 (施工体制評価点)	施工体制確保の確実性 【15点】	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
	品質確保の実効性 【15点】	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
施工体制の評価 (施工体制評価点)	30点満点			

2-5-3. 審査方法の概要は以下のとおりである。

（1）施工体制確保の確実性

- ・入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（工事様式3）、施工体制台帳（工事様式14））
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入予定先一覧（工事様式7-2）、機械リース元一覧（工事様式8-2）、労務者の確保計画（工事様式9-1）、工種別労務者配置計画（工事様式9-2））

③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（配置予定技術者名簿（工事様式4））

(2) 品質確保の実効性

- ・入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（工事様式10）、建設副産物の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（工事様式11））
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生教育等（工事様式13-1）、点検計画（工事様式13-2））
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質管理のための人員体制（工事様式12-1）、品質管理計画書（工事様式12-2）、出来型管理計画書（工事様式12-3））

2-6. その他

2-6-1. ヒアリング対象者が、追加書類の全部もしくは一部を提出しない場合（2-4-2で規定する申し出を行っている場合を除く）、提出した追加書類に不備がある場合またはヒアリングに応じない場合は、直ちに履行不能と判断し、悪質なものについては、当該ヒアリング対象者に対し、入札参加停止措置等をとる場合がある。

3. 総合評価タイプおよび評価項目

3-1. 総合評価のタイプ

①高度技術提案型（県内外関係なし）

変更なし

- 加算点 40 ~ 50 点
- 技術提案：企業能力等 = 40 ~ 50 点 : 0 点
- 高度な技術提案を評価項目とする。(内容および配点については個別で設定する。)
- 技術提案内容を参考に予定価格を算出する。
- 原則として、技術提案内容に対しヒアリングを実施する。

評価の視点	評価項目	配 点
高度な技術提案	総合コスト	40 ~ 50
	性能・機能	
	社会的要請	
計		40 ~ 50

②WTO標準型（県内外関係なし）

変更なし

- 加算点 40 ~ 50 点
- 技術提案：企業能力等 = 40 ~ 50 点 : 0 点
- 技術提案を評価項目とする。(内容および配点については個別で設定する。)

評価の視点	評価項目	配 点
技術提案	施工管理	40 ~ 50
	目的物の品質	
	施工上の課題	
計		40 ~ 50

③標準型Ⅰ型（県内外関係なし）

変更あり

- 加算点 33.0 ~ 34.5 点
- 技術提案：企業能力等 = 24 点 : 9.5 ~ 10.5 点
- 技術提案内容および配点については個別に設定する。

評価の視点	評価項目	配 点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から3つ～4つの着目点を設定	24
企業の施工能力	企業の実績	2
技術者等の能力	配置予定技術者等の実績	1
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無 ※1	3
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		33 ~ 34.5

※1 入札参加資格が県内業者のみの工事に本タイプを適用する場合には、全参加者に3点を加算する。

④標準型Ⅱ型A（県内）

変更あり

○加算点 19.0 ~ 22.5 点 (技術提案：企業能力等 =12 点 : 7.0 ~ 10.5 点)

評価の視点	評価項目	配 点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から 2つ～3つの着目点を設定 (同一の視点を複数設定することも可)	12
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	2 C P D	1
	配置予定技術者等の実績	1
	技能者の資格	1【選択】
企業の 地域性・社会性	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		19.0 ~ 22.5

⑤標準型Ⅱ型B（県内外混合）

変更あり

○加算点 22.0 ~ 25.5 点 (技術提案：企業能力等 =12 点 : 10.0 ~ 13.5 点)

評価の視点	評価項目	配 点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から 2つ～3つの着目点を設定 (同一の視点を複数設定することも可)	12
企業の施工能力	企業の実績	2
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1
	配置予定技術者等の実績	1
	技能者の資格	1【選択】
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	3
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		22~ 25.5

⑥簡易型A（県内）

変更あり

○加算点：11.0～15.5点（技術提案：企業能力等 =4点：7.0～11.5点）

評価の視点	評価項目	配 点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中からいずれか1つの着目点を設定	4
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の実績	1
	技能者の資格	1【選択】
企業の 地域性・社会性	除雪作業等	1【選択】
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		11.0～15.5

⑦簡易型B（県内外混合）

変更なし

○加算点：12.5～16.5点（技術提案：企業能力等 =4点：8.5～12.5点）

評価の視点	評価項目	配 点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中からいずれか1つの着目点を設定	4
企業の施工能力	企業の実績	2
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の実績	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
計		12.5～16.5

⑧特別簡易型Ⅰ型A（県内）

変更あり

企業の地域性・社会性における加算点には、**最大加算点**を採用している。※4

○加算点：**9.5～16.5**点（技術提案：企業能力等 = 0点：**9.5～16.5**点）

評価の視点	評価項目	配 点	配点小計		加算点
企業の施工能力	企業の実績	2	5～6		5～6
	主觀点数（工事成績等）	3			
	情報化施工技術を活用した工事への取組 ※1	1【選択】			
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1	2～3.5		2～3.5
	配置予定技術者等の実績	1			
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】			
	技能者の資格	1【選択】			
企業の 地域性・社会性	主たる営業所の有無 ※2	1【選択】	3.0 ～7.5	→	最大加算点 ※4 2.5 ～7.0
	除雪作業等	1【選択】			
	県内企業の下請活用	2			
	現場見学会の開催	1【選択】			
	県産材の使用	0.5【選択】			
	若手・女性技術者の配置	1			
	その他、発注機関による独自設定項目 ※3	0.5(1.0) 【選択】			
計					9.5～16.5

※1 補装工事等の場合に設定する。

※2 発注機関の工事発注状況に応じて設定する。

※3 発注機関により独自の評価項目として必要に応じて設定できる。内容により配点は1.0点にできる。

※4 配点小計から0.5点を減じた点を最大加算点とする。

（例：企業の地域性・社会性項目における配点小計8.0点の場合 → 最大加算点7.5点）

⑨特別簡易型Ⅰ型B（県内外混合）

変更あり

○加算点 **9.5～13.5**点（技術提案：企業能力等 = 0点：**9.5～13.5**点）

評価の視点	評価項目	配 点
企業の施工能力	企業の実績	2
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の実績	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
	防災協定の締結	1
企業の地域性・社会性	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
計		9.5～13.5

⑩特別簡易型Ⅱ型A（県内）

変更あり

企業の地域性・社会性における加算点には、**最大加算点**を採用している。※4

○加算点 **6.5～13.5** 点（技術提案：企業能力等 = 0点：**6.5～13.5** 点）

評価の視点	評価項目	配 点	配点小計		加算点
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3	3～4		3～4
	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】			
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1	1～2.5		1～2.5
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】			
	技能者の資格	1【選択】			
企業の 地域性・社会性	主たる営業所の有無 ※2	1【選択】	3.0 ～7.5	→	最大加算点 ※4 2.5 ～7.0
	除雪作業等	1【選択】			
	県内企業の下請活用	2			
	現場見学会の開催	1【選択】			
	県産材の使用	0.5【選択】			
	若手・女性技術者の配置	1			
	その他、独自設定項目 ※3	0.5(1.0) 【選択】			
計					6.5～13.5

※1：舗装工事等の場合に設定する。

※2：発注機関の工事発注状況に応じて設定する。

※3：発注機関により独自の評価項目として必要に応じて設定できる。内容により配点は1.0点にできる。

※4：配点小計から0.5点を減じた点を加算点の上限とする。

（例：記号の地域性・社会性項目における配点小計8.0点の場合 → 最大加算）

変更あり

⑪特別簡易型Ⅱ型B（県内外混合）

○加算点 **6.5～10.5** 点（技術提案：企業能力等 = 0点：**6.5～10.5** 点）

評価の視点	評価項目	配 点
企業の施工能力	情報化施工技術を活用した工事への取組	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の資格	0.5【選択】
	技能者の資格	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1【選択】
	県産材の使用	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
		6.5～10.5
計		

変更あり

R6 総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設定一覧表

(◎：必須の評価項目 1（全工事で共通した内容で設定するもの）
 ○：必須の評価項目 2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

番号	評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ										備考		
				高度技術提案型	WTO標準型	標準型I型	標準型II型A	標準型II型B	簡易型A	簡易型B	特別簡易型I型A	特別簡易型I型B	特別簡易型II型A	特別簡易型II型B		
①	高度な技術提案	総合的なコストの縮減に関する提案 【総合コスト】	工事毎に設定 40~50点	○												
		【性能・機能】 工事目的物の性能・機能の向上に関する提案		○												
		【社会的要請】 社会的要請への対応に関する提案		○												
②	技術提案	【施工管理】 施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案	工事毎に個別設定 40~50点	4~8点* (1着目点あたり)	24点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※WTO標準型、標準型I型については個別設定する	
		【目的物の品質】 工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案		4~8点* (1着目点あたり)		3~4着目点を設定	2~3着目点を設定	2~3着目点を設定	12点	12点	4点	4点	4点	4点	※WTO標準型、標準型I型については個別設定する	
		【施工上の課題】 工事施工において配慮すべき提案		4~8点* (1着目点あたり)											※WTO標準型、標準型I型については個別設定する	
③	企業の施工能力	企業の実績	2.0		◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
④		主観点数（工事成績等）	3.0			◎区分(A)		◎区分(B)		◎区分(B)		◎区分(B)		◎区分(B)		
⑤		i-Constructionへの取組	1.0			△	△	△	△	△	△	△	△	△		
⑥	技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
⑦		配置予定技術者等の実績	1.0		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
⑧		配置予定技術者等の資格	0.5							△	△	△	△	△		
⑨		技能者の資格	1.0			△	△	△	△	△	△	△	△	△		
⑩	企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1.0		◎		◎		◎		◎		◎	◎		
⑪		県内営業所の有無	3.0		◎		◎		◎※		◎※		◎※	◎※	※認定基準、特別簡易型は1.5点	
⑫		主たる営業所の有無	1.0								△		△			
⑬		除雪作業等（※1）	1.0						△		△		△			
⑭		県内企業の下請活用（※2）	2.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
⑮		現場見学会の開催（※3）	1.0		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
⑯		県産材の使用（※4）	0.5		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
⑰		若手・女性技術者の配置	1.0							◎	◎	◎	◎	◎		
⑱		その他、発注機関による独自設定項目	0.5※							△		△			※設定内容に応じて1.0点とできる	
配点合計				40 ~ 50	40 ~ 50	33.0 ~ 34.5	19.0 ~ 22.5	22.0 ~ 25.5	11.0 ~ 15.5	12.5 ~ 16.5	10.0 ~ 17.0	9.5 ~ 13.5	7.0 ~ 14.0	6.5 ~ 10.5		
最大加算点合計																

※1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。

※2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。

※3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。

※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

3-2. 各評価項目について

《用語の定義》

用語	該当する技術者
配置予定技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、

① 高度な技術提案（適用：高度技術提案型）変更なし

工事内容に応じて以下の着目点設定の視点から各着目点を設定する。

また、その評価基準や着目点毎の配点についても工事毎に設定する。

〈着目点設定の視点〉

- 総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】
- 工事目的物の性能、機能の向上に関する提案【性能・機能】
- 社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】

② 技術提案（適用：WTO標準型、標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型A・B、簡易型A・B）変更あり

技術提案では、以下の着目点設定の視点の中から、工事毎に着目点設定をおこない（同一の視点を複数設定することも可）、その内容を評価した結果に応じて加算点を与える。^{※1} ^{※2}

○着目点設定の視点

- ・【施工管理】施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案
- ・【目的物の品質】工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案
- ・【施工上の課題】工事施工において配慮すべき事項（施工計画に限定も可）に関する提案

○タイプ別の概要は以下のとおり

	WTO標準型	標準型Ⅰ型	標準型Ⅱ型A・B	簡易型A・B
着目点設定数	個別設定	個別設定 (3~4項目)	2~3項目	1項目
配点	40~50点	24点 (6点×4着目点、 8点×3着目点)	12点 (4点 ^{※1} ×3着目点、 6点 ^{※2} ×2着目点)	4点 (4点 ^{※1} ×1着目点)
提案可能【対策】数	個別設定	個別設定	2	2
評価方法	個別設定	個別設定	5段階評価	5段階評価

○標準型Ⅱ型A・Bおよび簡易型A・Bにおける5段階評価の場合の評価方法は以下のとおり。

- ・各着目点に対する、具体的な【対策】の提案数は最大で2つまで可能とする。
- ・各【対策】について「優」「良」「可（採用）」の3段階で評価し、**着目点設定数と配点に応じて換算地**（優：2または3、良：1または1.5、可：0）設定し、その換算値に基づき、以下の評価点を評価項目毎（着目点毎）に加算する。

●技術提案〈評価項目における加算点の内訳〉

技術提案の各【対策】の評価	評価点(※1)	評価点(※2)
換算値4の場合（「優」2つ）	4.0	6.0
換算値3の場合（「優」1つ「良」1つ）	3.0	4.5
換算値2の場合（「優」1つ、または「良」2つ）	2.0	3.0
換算値1の場合（「良」1つ）	1.0	1.5
換算値0の場合（「優」「良」共にない）	0	0

○技術提案に対する評価方針について

- ・技術提案では、施工管理（工程管理・品質管理・出来形管理）方法や工事の進め方（仮設を含めた施工方法）、使用機械など、契約上あくまでも受注者の任意によるところに対して求めることを基本とする。したがって、発注者として必要と考えるものは設計に計上し、設計図書（特記仕様書・図面）に明示することを徹底する。着目点設定を行う際に過剰な提案を求めることがないよう配慮する。
- ・着目点設定については、適用する総合評価タイプの選定時のチェックリストを参考に、適切な設定に努める。設定する際は漠然とした着目点設定は避け、ポイントを絞った設定を行う。また、着目点設定と併せて、【着目点設定の背景】を入札時には同時に記載し、着目点設定の背景、理由が入札参加者に伝わるよう配慮する。
- ・各発注機関において、技術提案書の受付担当と評価担当を分けるなど、評価に関して公平性・公正性の確保に努める。
- ・入札参加者から提案された技術提案は全て「知的財産」として、その取扱いについては他人に漏れることのないよう、適切に管理を行う。
- ・不採用の【対策】については、入札前に参加者に対して通知を行う。
オーバースペック、設計仕様の変更、過剰な提案、法令手続きや関係機関調整の見通しがはっきりしない内容等については、不採用として整理する。（詳細については、入札説明書に明記する。）
- ・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。また、【概要】欄に複数の【対策】が記述されている場合も「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。
ただし、【対策】の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた【対策】、目的を達成するためには主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた【対策】はこの限りではない
- ・【概要】欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等の記載が無く評価できない提案、基準等に定められた通常行うべき提案、企業の施工能力における評価項目で「情報化施工技術を活用した工事への取組み」を設定している場合の同じ内容の提案などについては、加算点評価は行わない。
- ・不採用とした【対策】を除いて、すべての技術提案内容（【対策】）は契約条件とし、施工時、完了時に履行確認を行うとともに、不履行については、工事成績評定において減点措置を行う。
- ・より適切な評価を行うため、技術提案内容に関して、配置予定技術者に対してヒアリングを実施することができる。
- ・その他、必要な事項については、入札説明書に詳細に記載を行うこととし、適切な運用に努める。

変更なし

③ 企業の実績（適用：標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型B、簡易型B、特別簡易型Ⅰ型A・B）

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）にその企業が契約した実績工事（単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない））の「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事（工事成績評定通知対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合は、「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。

実績工事は工事実績情報システム（C O R I N S）に登録され、求める施工実績の内容が確認できるものに限る。C O R I N Sの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、C O R I N Sの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）また、実績工事の「工事成績評定通知の写し」の提出を求める。

「企業の実績」として求める 実績工事	発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に 設定する。（入札参加要件と同等とすることも可）
-----------------------	--

●企業の実績

区分（企業の施工実績における工事成績）	評価点
施工実績 なし	0
施工実績 あり	工事成績評定「60点未満」または「なし」
	0
	工事成績評定「60点以上、75点未満」
	0.5
	工事成績評定「75点以上、80点未満」
	1.0
	工事成績評定「80点以上、85点未満」
	1.5
	工事成績評定「85点以上」
	2.0

(※1) ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会

・農林水産省近畿農政局、国土交通省近畿地方整備局

・近畿農政局および近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

・近畿農政局および近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

(※2) 「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの)

変更あり

④ 主観点数（工事成績等）

（適用：標準型Ⅱ型A、簡易型A、特別簡易型Ⅰ型A、特別簡易型Ⅱ型A）

<「標準型Ⅱ型A」の場合>

工事成績、表彰歴等について、**令和6年度建設工事等入札参加有資格者名簿**に基づく該当業種の主観点数のうち、技術力を示す「工事成績（工事成績、表彰歴、VE提案）」の部分の合計

点により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点数（工事成績等）

区分：(A)：主観点数（工事成績等） (A) = 工事成績 + 表彰歴 + V E 提案	評価点
25点未満	0
25点以上 40点未満	0.5
40点以上 55点未満	1.0
55点以上 70点未満	1.5
70点以上 85点未満	2.0
85点以上 100点未満	2.5
100点以上	3.0

<「簡易型A」、「特別簡易型I型A」、「特別簡易型II型A」の場合>

主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）について、**令和6年度建設工事等入札参加有資格者名簿**に基づく該当業種の主観点数から**「除雪作業等の受託実績」を除いた合計点**により評価を行い、下表の区分による評価点を加算点として与える。

●主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）

区分(B)：主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く (B) := 主観点数 - 除雪作業等の受託実績	評価点
110点未満	0
110点以上 130点未満	0.5
130点以上 150点未満	1.0
150点以上 170点未満	1.5
170点以上 190点未満	2.0
190点以上 210点未満	2.5
210点以上	3.0

⑤ 情報化施工技術を活用した工事への取組

変更なし

（適用：標準型II型A・B、簡易型A・B、特別簡易型I型A・B、特別簡易型II型A・B）

県内建設産業の生産性向上と魅力ある業界づくりを推進するため「情報化施工技術を活用した工事への取組」を評価し、次のとおり加算点を与える。なお、評価点を与えた場合において、受注者の責めに帰すべき事由により履行が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

評価の対象工種は、土工（掘削、盛土）、ほ場整備工（基盤造成、表土整地にかかる工事）および舗装工（路盤工の施工を含む工事）とする。

なお、情報化技術を活用する場合の費用については、「情報化施工技術の活用ガイドライン 令和5年4月農林水産省農村振興局整備部設計課」によるものとする。

<土木一式工事の場合>

土工（一件工事における土量1,000m³以上）または、ほ場整備工事（1件の工事における施工面積が1.0ha以上）における情報化施工技術活用工事への取組を評価する。

情報化施工技術活用工事（受注者希望型）に適用し、情報化施工技術活用工事（発注者指定型）には適用しない。

土工量は、土地改良工事積算基準における掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土を対象とし、工事全体での合計量とする。

区分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
簡易型 ICT 活用工事 ※2	0.5
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※2 簡易型 ICT 活用工事：下記の②、④及び⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事

【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

＜舗装工事の場合＞

舗装工（路盤工の施工を含む工事）施工面積 3,000 m²以上の工事における情報化施工技術活用工事への取組を評価する。

情報化施工技術活用工事（受注者希望型）に適用し、情報化施工技術活用工事（発注者指定型）には適用しない。

区分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

【ICT 活用の施工段階】

- ① 三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

⑥配置予定技術者等 CPD（適用：標準型Ⅱ型A・B、簡易型A・B、特別簡易型Ⅰ型A・B、特別簡易型Ⅱ型A・B）

変更なし

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取り組みを評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限り、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

評価は、基準日（申請する CPD 取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の 10 月 1 日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。評価対象を証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「⑥配置予定技術者等 CPD」、「⑦配置予定技術者等の実績」（特別簡易型Ⅱ型 A・B、各モデル工事は対象外）、「⑧配置予定技術者等の資格」（標準型Ⅱ型 A・B および簡易型 A は対象外）の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

●配置予定技術者等 CPD

区分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位以上の 証明なし	0
各団体の評価対象単位以上の 証明あり（必要な水準）	1.0

団体名	評価対象単位		評価点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0点
その他、建設系CPD協議会加入団体 (技術士会、農業農村工学会、土木学会、都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0点
建築CPD運営会議加入団体	必要な水準	6単位／年	1.0点

※CPD : Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

⑦ 配置予定技術者等の実績

変更なし

(適用 : 標準型I型、標準型II型A・B、簡易型A・B、特別簡易型I型A・B)

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）に、今回の工事の配置予定技術者等がその実績工事に「監理技術者、主任技術者または現場代理人（※1）として単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）での契約において従事した「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

現場代理人（※1）として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

配置予定役職を現場代理人（監理技術者等は別の者）として申請される場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※2）が発注した工事とする。（工事成績評定通知対象工事に限る。）

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「⑥配置予定技術者等CPD」（標準型I型は対象外）、「⑦配置予定技術者等の実績」、「⑧配置予定技術者等の資格」（標準型I型、標準型II型A・Bおよび簡易型Aは対象外）の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

実績は工事実績情報システム（C O R I N S）により求める実績の内容が確認できるものに限り、且つ、工期のすべてに従事していた場合に評価する。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。C O R I N Sの登録データで求める実績が確認できない場合は、C O R I N Sの補足資料として実績が確認できる他の資料（※4）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）

なお、評価の対象とするのは、申請企業における実績のみとする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績

発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。原則「③企業の実績」において設定する実績工事と同様とする。

●配置予定技術者等の実績

区分（配置予定技術者等の実績工事における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60点以上、75点未満」	0.3
	工事成績評定「75点以上、80点未満」	0.5
	工事成績評定「80点以上、85点未満」	0.7
	工事成績評定「85点以上」	1.0

(※1) 実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点での発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

(※2) 評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会

- ・農林水産省近畿農政局、国土交通省近畿地方整備局

- ・近畿農政局および近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

- ・近畿農政局および近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

なお、機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする

(※3) 監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）

(※4) 「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの)

変更あり

⑧ 配置予定技術者等の資格（適用：簡易型B、特別簡易型Ⅰ型A・B、特別簡易型Ⅱ型A・B）

配置予定技術者等の資格の有無に応じて評価を行い、以下の加算点を与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

評価項目の設定方針等は以下のとおりとする。

○原則、「法面処理工事」「舗装工事」「橋梁修繕工事」「橋梁耐震補強工事」に設定する。

○品質確保の観点から有効と判断できる資格については、工事内容を勘案し、適宜設定する。

○評価対象に設定する資格は、事前に総合評価審査委員会審査部会（地方審査部会を含む）に諮り、入札公告時に発注者が設定する。

○有資格者の従事予定ありの場合は、資格を有することを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、配置予定技術者等を現場代理人（監理技術者等は別の者）として申請する場合は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

配置予定技術者等が今回の工事に応じた以下の表に示すいずれかの有資格者である場合、評価点を加算点として与える。技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「⑥配置予定技術者等CPD」、「⑦配置予定技術者等の実績」（特別簡易型Ⅱ型Bは対象外）、「⑧配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

○工事毎の評価対象資格一覧

工 事	資 格 名	資格認定団体等	備 考
法面処理工事 アンカーエクスカーション工事	地すべり防止工事士	(社)斜面防災対策技術協会	
	グラウンドアンカーエクスカーション施工士	(社)日本アンカーエクスカーション協会	
	のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会	
舗装工事	舗装施工管理技術者（1級）	(一社)日本道路建設業協会	
橋梁修繕工事 橋梁耐震補強工事	国土交通省登録資格※1 のうち 道路部門で、施設分野が橋梁（鋼橋）または橋梁（コンクリート橋）である資格 例）橋梁点検技術者 コンクリート診断士	各資格付与事業者	

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に登録された資格。

令和5年2月13日時点で、橋梁（鋼橋）40資格、橋梁（コンクリート橋）44資格が登録済み。

資格は、国土交通省HP (https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)により確認のこと。

なお、評価対象は、入札公告日時点で上記技術者資格登録簿に登録されている資格に限る。

●配置予定技術者等の資格

区 分（配置予定技術者等の資格）	評価点
配置予定技術者等が有資格者でない	0
配置予定技術者等が有資格者である	0.5

⑨ 技能者の資格

変更なし

（適用：標準型Ⅱ型A・B、簡易型A・B、特別簡易型I型A・B、特別簡易型Ⅱ型A・B）

現場で実作業に従事する技能者の資格の有無を評価の対象とする。

評価方針は以下のとおりとする。

○評価対象資格は、「登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項）」、「技能士（1級）（職業能力開発促進法第50条）」などとする。※<参考・評価対象としての資格・職種一覧>参照

○発注者が工事の作業内容を勘案し、あらかじめ入札公告時に評価対象とする資格および職種を設定する。ただし、極端に作業量が少ない場合は評価対象として設定しない。

なお、建築工事における「滋賀県営繕工事技能士現場常駐制度」の対象となる作業は、設定対象外とする。

○評価対象となる技能者は、当該作業において常駐の上、その者が中心に作業を行うことを条件とすることを入札説明書・特記仕様書にも明記することとする。

○評価対象は、元請け・下請けを問わない。

○有資格者の従事予定ありの場合は、書面で従事を確約する。（技術提案書の提出時点では従事者の氏名は不要）

○契約後、施工計画書において従事者の氏名を明示するとともに、資格を有することを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、工事中に現場にて確認を行う。その際、従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

○評価対象となる資格が複数設定されている場合は、いずれかの資格を有していれば、評価の対象とする。

●技能者の資格

区分（指定作業における技能者の資格）	評価点
有資格者の従事 なし	0
「技能士（1級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事 あり	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	1.0

<参考・評価対象としての資格・職種一覧>

1. 登録基幹技能者

No.	登録基幹技能者の種類	基幹的な役割を担う建設業の種類
1	電気工事	電気、電気通信
2	橋梁	鋼構造物、とび・土工
3	造園	造園
4	コンクリート圧送	とび・土工
5	防水	防水
6	トンネル	土木、とび・土工
7	建設塗装	塗装
8	左官	左官
9	機械土工	土木、とび・土工
10	海上起重	土木、しゅんせつ
11	P C	土木、とび・土工、鉄筋
12	鉄筋	鉄筋
13	圧接	鉄筋
14	型枠	大工
15	配管	管
16	鳶・土工	とび・土工
17	切断穿孔	とび・土工
18	内装仕上	内装仕上
19	サッシ・カーテンウォール	建具
20	エクステリア	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
21	建築板金	板金、屋根
22	外壁仕上	塗装、左官、防水
23	ダクト	管
24	保温保冷	熱絶縁
25	グラウト	とび・土工
26	冷凍空調	管
27	運動施設	土木、とび・土工、ほ装、造園
28	基礎工	とび・土工
29	タイル張り	タイル・れんが・ブロック
30	標識・路面標示	とび・土工、塗装
31	消防設備	消防施設
32	建築大工	大工
33	硝子工事	ガラス
34	A L C 工事	タイル・れんが・ブロック
35	土工	土工、とび・土工
36	ウレタン断熱	熱絶縁
37	発破・破碎	とび・土工
38	建築測量	大工

3 9	解体	解体
4 0	圧入工	とび・土工
4 1	送電線工事	とび・土工、電気
4 2	さく井	さく井
4 3	あと施工アンカー	とび・土工
4 4	計装基	電気、官、機械器具設置、電気通信

2. 技能士（1級）

No.	技能士資格の職種	具体的な作業内容
1	造園	造園工事作業
2	さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
3	建築板金	内外装板金作業、ダクト板金作業
4	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
5	石材施工	石積み作業 石張り作業 石材加工作業
6	建築大工	大工工事作業
7	枠組壁建築（※単一等級）	枠組壁工事作業
8	かわらぶき	かわらぶき作業
9	とび	とび作業
10	左官	左官作業
11	れんが積み（※単一等級）	れんが積み作業
12	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
13	タイル張り	タイル張り作業
14	配管	建築配管作業 プラント配管作業
15	浴槽設備施工（※単一等級）	浴槽設備施工作業
16	型枠施工	型枠工事作業
17	鉄筋施工	鉄筋組立て作業 鉄筋施工図作成作業
18	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
19	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ゴムシート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 塗膜防水工事作業 モルタル防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
20	樹脂接着剤注入施工（※単一等級含む）	樹脂接着剤注入工事作業
21	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ作業 カーペット床仕上げ作業 カーテン工事作業 化粧フィルム工事作業
22	スレート施工	石綿スレート工事作業

23	熱絶縁施工	保温保冷工事作業、熱絶縁工事作業
24	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
25	サッシ施工	ビル用サッシ施工
26	自動ドア施工	自動ドア施工
27	バルコニー施工（※単一等級）	金属製バルコニー工事作業
28	ガラス施工	ガラス工事作業
29	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
30	塗装	鋼橋塗装作業 金属塗装作業 建築塗装作業 噴霧塗装作業
31	エーエルシーパネル施工（※単一等級）	エーエルシーパネル工事作業
32	路面標示施工	溶融ペイントハンドマークー工事作業 加熱ペイントマシンマークー工事作業

※技能士資格については、上記以外も含め、工事内容から適切な資格職種を選定すること。

3. その他の技能資格

No.	資格の名称	具体的な作業内容	備 考
1	のり面ノズルマン	現場吹付法枠工事作業	(一社)全国特定法面保護協会

※その他の技能資格については上記も含め、工事内容から適切な資格を選定すること。

⑩ 防災協定の締結

変更あり

（適用：標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型B、簡易型B、特別簡易型Ⅰ型B、特別簡易型Ⅱ型B）

当該工事の入札公告日の属する年度において国や県との防災協定（※1）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与える。また、防災協定の締結が「あり」の場合、それを確認できる書類（※2）の提出を求める。

●防災協定の締結

区分（防災協定の締結）	評価点
国または県との防災協定の締結 なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

（※1）近畿農政局、近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む）または滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁を含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。

（※2）確認する書類として、以下の①または②のいずれかの提出を求める。

- ①各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる「証明書（写）」（協定締結団体による押印があるもの）
- ②協定書の写し（県との協定の場合は不要）、および、各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において当団体に在籍していることが確認できる「在籍証明書等（写）」（協定締結団体の押印があるもの）

⑪ 県内営業所の有無

変更なし

(適用 : 標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型B、簡易型B、特別簡易型Ⅰ型B、特別簡易型Ⅱ型B)

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、ここでいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。

●県内営業所の有無

区 分 (県内営業所の有無)	評価点				
	標準型Ⅰ型	簡易型B	標準型Ⅱ型B	特別簡易型Ⅰ型B	特別簡易型Ⅱ型B
営業所が滋賀県内にない。	0	0			
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。（※）	1.0	0.5			
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	3.0	1.5			

※ 工事の競争参加資格要件とする対応許可業種の許可を有する場合に、加算点評価の対象とする。また、当該営業所が入札参加営業所か否かは問わない。

例) 法面処理工事（対応許可業種は「とび・土工・コンクリート工事」の場合、「その他の営業所」が「とび・土工・コンクリート工事」の許可を有していれば加算点評価する。

「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙2」の写しおよび当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求める。

⑫ 主たる営業所の有無

変更なし

(適用 : 特別簡易型Ⅰ型A、特別簡易型Ⅱ型A)

入札公告日における「主たる営業所（本社・本店）」の所在地について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。本評価項目は、地域の建設産業の活性化を図るために、発注機関の工事発注状況に応じて設定する。なお、本評価項目でいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。

●主たる営業所の有無

区 分 (主たる営業所の有無)	評価点
「主たる営業所（本社・本店）」が工事現場のある土木事務所の 管外	0
「主たる営業所（本社・本店）」が工事現場のある土木事務所の 管内	1.0

※原則として、管内・管外の区分は土木事務所の区分とする。

※長浜土木事務所管内は、木之本支所管内と旧長浜土木管内を区分する。

※区分を明確にするために市町名を記載することもできる。

⑬ 除雪作業等

変更なし

(適用 : 簡易型A、特別簡易型Ⅰ型A、特別簡易型Ⅱ型A)

各発注機関において、除雪作業の状況に応じて、以下のいずれかで設定する。ただし、土木事務所毎の管内事情に応じて＜継続実績を考慮しない場合＞を採用できる。

なお、当評価項目は、「土木一式工事」と「舗装工事」の場合に設定する。

＜継続実績を考慮しない場合＞

除雪・凍結防止剤散布作業（以下、「除雪作業等」という。）の契約実績の有無に応じて下表の評価点を加算点として与える。評価の対象は公告日の属する年度の直前3ヶ年度（**令和3年度～令和5年度：令和4年4月1日～令和6年3月31日**）のうち、いずれかの年度（1年間）における滋賀県内の道路（国道、県道、市町道）に関する除雪作業等の契約実績とする。

なお、県との契約実績には、「滋賀県道路公社」との契約実績を含める。複数の契約実績がある場合は、最も評価の高い契約の相手方1者の契約実績を評価する。

●除雪作業等（継続実績を考慮しない場合）

区分（除雪作業等の契約実績の有無）	評価点
除雪作業等の契約実績なし	0
国との除雪作業等の契約実績あり	0.5
県または市町との除雪作業等の契約実績あり	1.0

契約実績を証する書面として以下①②のいずれかの提出を求める。

①契約実績証明書（写）

②対象年度のいずれかの契約書の写し、およびその作業内容が確認できる資料。

＜継続実績を考慮する場合＞

除雪・凍結防止剤散布作業（以下「除雪作業等」という）の契約実績の有無やその継続性に応じて下表の評価点を加算点として与える。評価の対象は公告日の属する年度の直前3ヶ年度（**令和3年度～令和5年度：令和3年4月1日～令和6年3月31日**）のうち、いずれかの年度（1年間）において、滋賀県内の道路（国道、県道、市町道）に関する除雪作業等の契約実績とする。

なお、県との契約実績には、「滋賀県道路公社」との契約実績を含める。複数の契約実績がある場合は、最も評価の高い契約の相手方1者の契約実績を評価する。

さらに県または市町との契約実績の場合は、前述の直前3ヶ年度における除雪作業等の継続実績を評価の対象とする。この3ヶ年度全ての実績がある場合は、1.0点の評価点を加算点として与える。

●除雪作業等（継続実績を考慮する場合）

区分（除雪作業等の実績の有無）	評価点	
除雪作業等の契約実績なし	0	
国との除雪作業等の契約実績あり	0.3	
県または市町との除雪作業等の契約実績あり	継続実績なし	0.5
	継続実績あり	1.0

契約実績を証する書面として以下①②のいずれかの提出を求める。

① 契約実績証明書（写）

② 対象年度の契約書の写し、およびその作業内容が確認できる資料。継続実績の場合は、直前3ヶ年度全てが必要。

⑭ 県内企業の下請活用（適用：高度技術提案型、WTO標準型を除く全タイプ）

変更なし

地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成のため、発注工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。次の条件を満たす場合、下表の評価点を加算点として与える。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする

工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、下請負契約の状況を確認する。

また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

なお、特殊橋梁の架設工事やグラウンドアンカー・ロックboltを主とする法面処理工事等の特殊工事において、県内に下請負できる企業が存在しないなど上記条件を明らかに満足できない工事については、本評価項目は設定しない。工事の特殊性を適切に判断し設定する。

●県内企業の下請活用

区 分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用 なし（上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用 あり（　　〃　　）	2.0

⑮ 現場見学会の開催（適用：高度技術提案型、WTO標準型を除く全タイプ）

変更なし

建設産業の魅力発信のため、現場環境改善費を計上している工事において、建設産業のイメージアップに寄与する「現場見学会」を開催する場合に下表のとおり評価点を加算点として与える。

現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）すること。なお、通信状況によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。

履行確認の方法は、工事着手時に、施工計画書に現場見学会の概要を記載した上で、見学会用の資料の確認を経て、現地見学会等を開催することとする。

なお、「開催あり」と評価した場合において、受注者の責めに帰すべき事由により現場見学会が開催できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

●現場見学会の開催

区 分（現地見学会の開催）	評価点
現場見学会の 開催なし	0
現場見学会の 開催あり	1.0

⑯ 県産材の使用 (適用 : 高度技術提案型、WTO標準型を除く全タイプ)

変更なし

発注者が指定する資材のうち、県産材（滋賀県内の事業所（工場）で納入時の姿に製造された工事用資材）を一品目以上で、設計数量の80%以上を使用する場合に評価を行い、下表のとおり評価点を加算点として与える。また、契約後に使用を証明する書類（伝票、納品証明書等）の提出を求め、履行を確認する。

当該項目については、県内製造業の活性化を目的とするところが大きいため、極端に使用数量が少ない場合を除き、積極的に評価対象項目として設定する。ただし、生コンクリートやアスファルトコンクリート、碎石等の県産材がほぼ100%使用される材料や仕様書において県産材の使用が規定されている資材については、原則として評価の対象資材に設定しない。

●県産材の使用

区分（県産材の使用）	評価点
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 なし	0
「発注者が指定する主要資材」の県産材の使用 あり	0.5

⑰ 若手・女性技術者の配置

変更なし

(適用 : 特別簡易型Ⅰ型A・B、特別簡易型Ⅱ型A・B)

建設産業において、若手や女性の技術者の長期的な確保や育成が喫緊の課題であることから、当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、「若手（入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下）」もしくは「女性」の技術者を配置する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。なお、途中交代は原則認めない。

専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に技術者の特定は求めないが、契約後、発注工事業種に適合した主任技術者の要件を満たす者であることが確認できる資料（資格証の写し（合格通知書は不可）、実務経験が確認できる資料等）の提出を求める。なお、専任の技術者は、当該工事現場のみ従事することとし、他の工事の兼務は認めない。また、下請人の技術者は評価の対象外とする。

監理技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限定し、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、複数名申請できることとするが、当評価項目において申請する管理技術者等と、「⑥配置予定技術者等C.P.D.」、「⑦配置予定技術者等の実績」、「⑧配置予定技術者等の資格」において申請する監理技術者等に相違があれば、入札を「無効」とする。

当評価項目に置いて配置するとして申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

●若手・女性技術者の配置

区分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者または女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者または女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者または女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「優秀な若手技術者または優秀な女性技術者」（※1）を監理技術者等として配置する	1.0

※1 「優秀な若手技術者または優秀な女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」または「女性」且つ、下記の①または②に該当する技術者とする。

なお、②で申請する場合は、必要な要件を満足していることが確認できる資料の提出を求める。

①**令和4, 5, 6年度**における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者。

なお、**令和6年度**の被表彰者は、表彰日以降に入札公告のあった工事から評価の対象とする。
表彰決定の通知日は表彰日とはしない。

②「**令和3年度以前**の滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の被表彰者」且つ、滋賀県等（※2）が発注し、**令和3, 4, 5年度**に完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上である技術者。

ただし、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外。

※2 滋賀県等に該当する発注機関は下記のとおり。

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

⑯ その他、発注機関による独自設定項目

（適用：特別簡易型Ⅰ型A、特別簡易型Ⅱ型A）

変更なし

各発注者で、その発注管内の地域性等を考慮した独自の評価項目設定を可能とし、評価する場合に0.5点または1.0点を加算点として与える。なお、この項目を設定する場合は、入札公告前に、その内容および配点について、総合評価審査委員会審査部会に諮ることとする。

設定にあたっての方針は以下のとおり。

○特定の入札参加者が、著しく有利に働くような評価項目の設定は避ける。

○他の評価項目における配点の上乗せは原則として認めない。ただし、「⑯除雪作業等」において、除雪作業等の継続実績評価を行う場合に限り、各発注機関の判断により本項目の0.5点を上乗せすることは可能とする。

○設定内容に応じて配点を1.0点に引き上げできる

○設定事例

- ・快適トイレの設置
- ・監理技術者等に「技術士」の資格を有する者を配置
- ・企業における滋賀県被災建築物応急危険度判定士の資格保有者（2名以上）の雇用
- ・難工事指定された工事の施工実績

●その他、発注機関による独自設定項目

区分（その他、発注者による独自設定項目）	評価点
設定項目に対して 評価できない場合	0
設定項目に対して 評価できる場合	0.5(1.0)